

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部課	補給本部航空機部航空機管理課
調達要求年月日	令和3年 6月 9日	作成年月日	令和3年 6月 9日
仕様書番号	C & L P S - B 9 9 4 8 7 - 1 2		

品名	カタログ製品名 ^{a)}	備考
高圧洗浄機	日伸精機株式会社 J W - 5 0 0 N 又は 田辺空機機械製作所 C B - 5 A 又は 同等以上のもの (他社の製品を含む。)	数量 1 E A #

注a) この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1.4 引用文書

航空自衛隊の立入禁止区域への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

2 製品に関する要求（同等とする性能等）

2.1 要求諸元

2.1.1 ポンプ能力

- a) 吐出圧力 0.3 MPa 以上
- b) 吐出量 490 l/min 以上
- c) ヒーター 16 kw 以上
- d) 出力 7.5 Kw 以下
- e) 電源 3相 200 V 50 Hz

2.1.2 洗浄能力

- a) 洗浄物寸法 1 250 mm 以上×1 250 mm 以上×840 mm 以上
- b) 洗浄物質量 1 000 kg 以上
- c) タンク容量 450 l 以上

2.1.3 寸法

- a) 最大全幅 2 800 mm×最大奥行 3 000 mm×最大高さ 2 500 mm
- b) 最大質量 1 200 k g 以下

2.2 その他

- a) 同等とする性能等を証明する書類及び提出書類等は、和文又は和訳とする。

5.3 設置・調整

官側と調整のうえ、付図1を基準により、設置及び調整を行うものとする。

なお、設置及び調整に当たり、部隊等の長が定めた立入禁止区域へ立入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入禁止区域への立入手続等に関する達の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

- a) 設置場所にある既設の分電盤から本体までの電源ケーブル（5m 基準）を接続する。
- b) 電源接続後、製品の機能を満足していることを確認する。